

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 五五
 - 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 五五
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 五五
 - 生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 五五
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 五七
 - 生活保護法による指定介護機関の所在地を変更した旨届出があった件 五九
 - 生活保護法による指定介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった件 五九
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 五九
 - 廃川敷地等が生じた件 五九
- 公告
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 五九
- 福島県選挙管理委員会
 - 個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件 五九

告 示

福島県告示第七百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ

せる機関を次のとおり指定した。
平成二十七年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
よねだいら桜クリニック	会津若松市米代二一〇一〇セ レソよねだいら二階	平成二十七年九 月一日
カーナデンタルクリニック	福島市本町五一六 草野ビル三階	同 年八 月一日
アイル薬局上野寺店	福島市上野寺字西原一八一二	同 年九 月一日
コスモ調剤薬局米代東店	会津若松市米代二一〇一〇	同 日

（社会福祉課）

福島県告示第七百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十七年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地
須賀川調剤薬局 変更前 変更後	須賀川市北町一〇一一

（社会福祉課）

福島県告示第七百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十七年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人温故堂山家整形外科	福島市田沢字木曾内入二四―三	平成二十七年七月一日
カーナデンタルクリニック	福島市本町五一六 本町草野ビル 三階	同 月一〇日

（社会福祉課）

福島県告示第七百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

平成二十七年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
露久保剛	栃木県那須郡那珂川町馬頭一三五〇―一	栃木県那須塩原市西新町一八―六六三

（社会福祉課）

福島県告示第七百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるこ

ととされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ウイング	福島市北沢又字古屋敷西一四	株式会社ウイング	福島市北沢又字古屋敷西一四	平成二十三年九月一日	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
特定非営利活動法人 結ぶの家 くるみ	福島市御山町七七一	特定非営利活動法人 結ぶの家 くるみ	福島市御山町七一	平成二十七年六月一日	訪問介護 介護予防訪問介護
けやき薬局	会津若松市大町一―一―一六	株式会社社会喜	会津若松市大町一―一―一六	同 年 八月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導
つるが薬局	会津若松市一箕町鶴賀字堤二一六七	株式会社医健	会津若松市中央一―五―二九	同 年 九月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導

福島県告示第七百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十七年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

（社会福祉課）

事業所の名称 介護ステーション パンピの森	事業所の所在地 変更前 伊達郡桑折町伊達崎字吉沼五六	事業所の所在地 変更後 伊達郡桑折町成田字元宿一―二	事業者の名称 有会社 イーベック クスブラ ンド	事業者の主たる事務所の所在地 福島市荒井字八幡内五―一二
	事業者の名称 有会社 イーベック クスブラ ンド			

（社会福祉課）

福島県告示第七百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十七年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称 株式会社ウイング	事業所の所在地 福島市北沢又字古屋敷西一―一四	事業者の名称 変更前 株式会社ウイング	事業者の主たる事務所の所在地 変更前 福島市北沢又字古屋敷西一―一四	事業者の名称 変更後 株式会社ウイング	事業者の主たる事務所の所在地 変更後 福島市北沢又字下釜北六一―八 シンフォニービル一F
		事業者の名称 株式会社ウイング		事業者の主たる事務所の所在地 福島市北沢又字下釜北六一―八 シンフォニービル一F	

福島県告示第七百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、檜葉町土地改良区から平成二十七年九月十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月六日認可した。
平成二十七年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

（社会福祉課）

福島県告示第七百四十八号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所
に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 河川の名称 二級河川夏井川水系仁井田川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十七年十月十三日
- 三 廃川敷地等の位置 いわき市四倉町上仁井田字横川百十六番及び百十七番
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 一―二・二―二平方メートル

（河川計画課）

公 告

公告第二百三十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十七年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年九月二十九日
- 二 名称
特定非営利活動法人赤べこトータルスポーツ
- 三 代表者の氏名
田崎 為浩

四 主たる事務所の所在地
 福島県河沼郡柳津町大字柳津字金谷沢乙千七百九十五番地

五 定款に記載された目的
 この法人は、柳津町における生涯スポーツの振興をもって、町民の健康・体力の保持増進、地域コミュニケーションの促進を図り、元気で健康な連帯感あふれるまちづくりを資することを目的とする。

(文化振興課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、伊達市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十七年十月十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名 称	指定施設の管 理 者	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数
平成二十七年 一〇月一日	伊達市前川 原三七番地 一	伊達体育館	伊達市教育 委員会教育 長	一、〇七〇平 方メートル	五三五 人
同	同 市梁川 町字北町頭 七〇番地	梁川体育館	同	一、〇〇八平 方メートル	一、一四七 人
同	同 市霊山 町掛田字西 裏一七番地	霊山体育館	同	一、〇六四平 方メートル	七〇〇 人